第二十二条、第二十三条及び第二十五条	匿名加工医療情報等	提供仮名加工医療情報
第二十三条第一項柱書	限る。第四十五条において同じ。	限る。
第二十三条第一項第三号	に係る本人の数	の規模

第四章　認定医療情報等取扱受託事業者

（認定匿名加工医療情報作成事業者、認定仮名加工医療情報作成事業者又は他の認定医療情報等取扱受託事業者への通知）

第四十五条　認定医療情報等取扱受託事業者は、法第五十一条の規定により読み替えて準用する法第二十六条ただし書の規定による通知をする場合には、第二十二条（第三十七条において準用する場合を含む。）に定める事態を知った後、速やかに、第二十三条第一項各号（第三十七条において準用する場合を含む。）に掲げる事項を通知しなければならない。

（準用）

第四十六条　第三条から第四条の二まで、第六条（第五号ハ及びニを除く。）から第十一条まで、第十二条第一項第三号、第二項及び第三項、第十三条から第十七条まで、第十九条、第二十一条から第二十三条まで、第二十五条並びに第二十六条の規定は、法第四十五条の認定、認定医療情報等取扱受託事業者及び認定医療情報等取扱受託事業について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三条第一項	第九条第一項	第四十五条
	様式第一	様式第二十九
第四条、第四条の二（見出しを含む。）、第六条第二号イ及び第八条第二項第一号	匿名加工医療情報作成事業	医療情報等取扱受託事業
第六条	認定事業匿名加工医療情報等	認定事業医療情報等
第六条、第十二条第一項第三号、第二十一条、第二十二条、第二十三条第一項及び第二項並びに第二十五条	匿名加工医療情報等	医療情報等

［章名を付する。］

（認定匿名加工医療情報作成事業者又は他の認定医療情報等取扱受託事業者への通知）

第二十五条の二　認定医療情報等取扱受託事業者は、法第二十九条の規定により読み替えて準用する法第二十四条の二ただし書の規定による通知をする場合には、第二十二条の二に定める事態を知った後、速やかに、第二十二条の三第一項各号に定める事項を通知しなければならない。

（準用）

第二十六条　第三条から第四条の二まで、第六条（第五号ハ及びニを除く。）及び第七条の規定は法第二十八条の認定について、第八条から第十一条まで、第十二条第一項第三号、第二項及び第三項、第十三条、第十八条から第二十条まで、第二十二条から第二十二条の三まで、第二十四条並びに第二十五条の規定は認定医療情報等取扱受託事業者について、第十四条の規定は認定医療情報等取扱受託事業者に係る認定の取消しについて、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三条第一項	第八条第一項	第二十八条
	様式第一	様式第十五
第四条及び第四条の二	匿名加工医療情報作成事業	法第二十八条に規定する事業
［項を加える。］		
［項を加える。］		